

# 石神中学校いじめ防止基本指針

## I いじめ防止

### 1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. 基本的考え方

- (1) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むとともに、いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、その結果等を南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。
- (2) 周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行い、未然防止に努める。
- (3) 未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続していく。

### 3. いじめの防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ③ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。  
教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。
- ⑤ 障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ① 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ② 社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小学校と適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

### (5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（生徒会による「石神中人権宣言」や相談箱の設置など）する。なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

## II 早期発見

### 1. 基本的考え方

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信

号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

《兆 候》

- |           |              |         |           |
|-----------|--------------|---------|-----------|
| ①沈んだ表情・態度 | ②欠席・遅刻の増加    | ③孤立     | ④委員辞退の申し出 |
| ⑤気持ちを表す日記 | ⑥職員室への出入りの増加 | ⑦ひどいあだ名 |           |
| ⑧いたずら・落書き | ⑨周囲のからかい     |         |           |

## 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- (4) 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- (5) 集まったいじめに関する情報について学校の教職員全体で共有する。

## Ⅲ いじめに対する措置

### 1. 基本的な考え方

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (3) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### 2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導委員会（いじめ対策委員会を含

む)に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (4) 事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- (5) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
  - ①保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
  - ②生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
  - ③生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。
  - ④いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
  - ⑤生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- (2) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
  - ①家庭訪問には学年主任または管理職が担任に同行するなど、複数で対応する
  - ②保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
  - ③生徒と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。
  - ④いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
  - ⑤事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (3) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- (4) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### 4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

- ① 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
  - ② いじめた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
  - ③ いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (2) 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、家庭訪問等により生徒と保護者に直接対応する。
- ① 担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
  - ② 生徒に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為に受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大さに気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法についてともに考えながら指導する。
  - ③ 保護者が孤立感を感じないように配慮しながら、保護者とともに解決に向けての取り組みを考え、家庭での子どもへの接し方について助言する。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ① いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
  - ② 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
  - ③ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
  - ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。(いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。)

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ① いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
  - ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
  - ④ いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。
- (2) いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構

築できるような集団づくりを進めていく。

## 6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- (3) パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## IV その他の留意事項

### 1. 組織的な指導体制

- (1) 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、校長、教頭、各学年生徒指導担当教師、養護教諭、SC によって構成される「生徒指導委員会」（いじめ対策委員会を含む）で情報を共有し、組織的に対応する。また、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (2) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (3) いじめの防止を実効的に行うため、地域の代表者、PTA 代表者、心理や福祉の専門家、教員などによって構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、対応していく。

### 2. 校内研修の充実

- (1) 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (2) 教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

### 3. 地域や家庭との連携

- (1) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- (2) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 【未然防止のポイント】

- 実効性のある指導体制
  - 教職員それぞれの役割を生かした組織をつくる。
  - 全校的な組織をあげて対応できる体制をつくる。
- 校内研修の充実
  - 全職員の共通理解、指導力の向上を図る。
  - 事例研究やカウンセリング演習など実践的な研修を行う。
- 養護教諭との連携
  - 「心の居場所」としての役割を果たしている例も多い養護教諭との連携協力を図る。
- 関係機関との連携
  - 学校の役割と相談機関等の機能を念頭に置き、スムーズに連携できるようにしておく。
  - 日頃から教育相談機能を充実させておく。
- 積極的な生徒指導
  - 子どもたちの自主的な集団活動（生徒会活動、異年齢集団活動）を支援する。
  - 信頼関係の醸成（信頼感、正義感、人権の尊重、思いやり等の育成を図る。）
  - 児童生徒、保護者との触れ合う時間を確保する。
- 保護者・家庭への啓蒙
  - 信頼関係の醸成（P T A行事、各種委員会、学年懇談会等）
- 地域との連携
  - 地域の教育力を生かし、支援を受ける。

## 【資料】

### ▷ いじめられている子どもへは

#### ◎ 守り通すという毅然とした態度を示す。

- 常に味方であり、必ず守ることを伝える。
- 自分の気持ちを伝えるように指導する。
- 人に告げることは正当な行為であること、相談することを教える。

### ▷ まわりの子どもへは

#### ◎ まわりの子どもへの指導は、＜特に学級全体に対して＞

- いじめは断固として許さない態度を示す。
- 見て見ぬふりをすることも、いじめであることを教える。
- いじめを見つけたら、教師に知らせるように指導する。

### ▷ いじている子どもへは

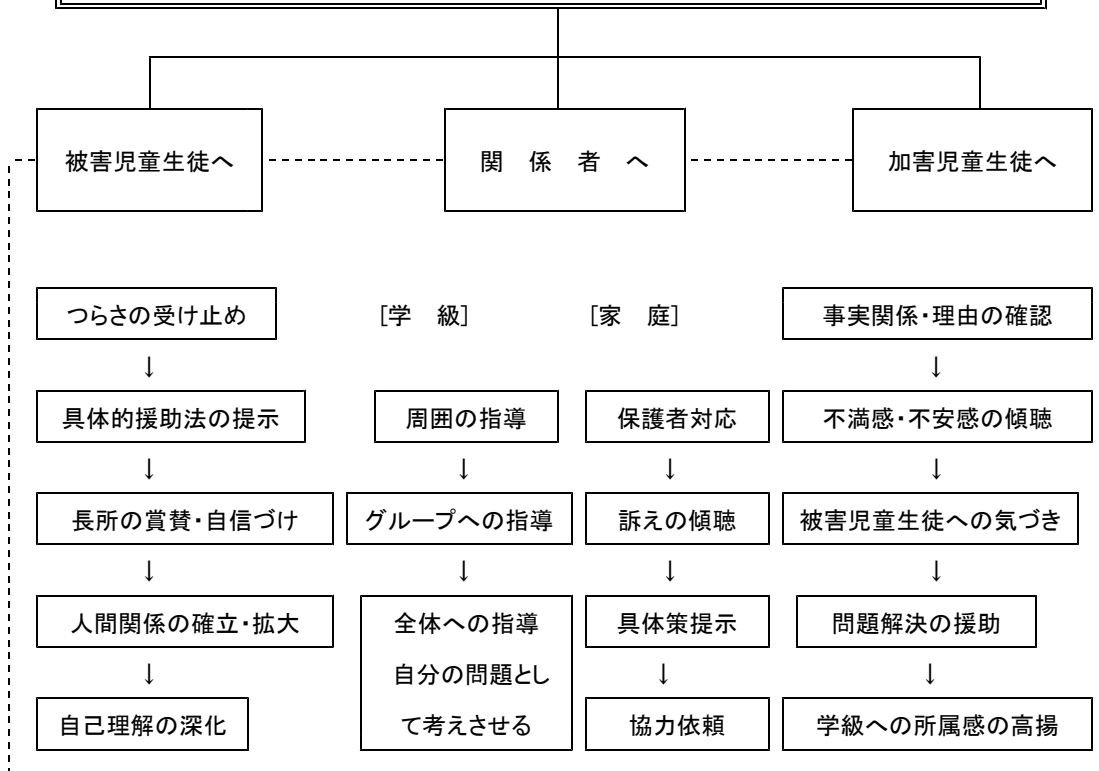
#### ◎ いじめの背景をさぐる

- いじめは絶対許さないという毅然とした態度での指導をする。
- いじめは決して許さない、人間として許されないことを教える。
- なぜいじめるのか考えさせる。

# 『いじめ』の把握



## 指導援助方針の確認・指導援助体制の確立



### 望まれる教師の姿勢

- ① いじめは絶対に許さないという強い気持ちで
- ② いじめられる側の気持ちで
- ③ 危険信号を丹念に総合的に把握し、迅速・適切な対応で
- ④ 根本は人間関係をつくる能力の欠如であるという認識をもって
- ⑤ 教師の差別的言動や行為にも問題があるとの認識で